

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485

(今般の対双、対外方針案)

(※/次案)

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

国際経済課長
中野調査官

条約課長
国際協定課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖繩返還協定交渉に付連する沖繩の
米航空権益の取扱の取次。

46. 3. 29

アメリカ局長北米第一課(田中)

本件に付、沖繩における米航空権益の取扱
の取次、別紙のラインで運輸省航空局との

詰めを行なひ、対米交渉を行なうことと決定し、
米側に示すべき合意案を素簡の形に2別添

作成致した。

極秘
無期限
＜ 部内
の号

副大臣 〇〇

国際経済課長
中野調査官
条約課長
国際協定課長

沖繩返還協定交渉に関連する沖繩の
米航空権益の取扱ひについて

46.3.29
外務省米課(四)

本件に就し、沖繩における米航空権益の取扱
ひにつき、別紙のラインで運輸省航空局との
詰めを行なひ、対米交渉を行なうことといたし、
米側に示すべき合意案を書簡の形式に整理
作成せしむ。

要再回

沖繩における米航空権益の取扱ひに
ついて

1. 沖繩における返還後の米航空権益の取扱ひに
関しては、

(1) 米側より、返還の際に米航空権益の利益
を害さざるよう措置されること、特に現在沖繩

へ航空業務を提供している会社(注、NWA, FTL,
TWA 及びコンチネンタル航空)が、暫定期間10年以内

に7年、おおよそ10年以内で、継続してその業務を
行なえるよう要求し、米議会が認めてくれる

は、実質的合意と見られ、適当な文書(別紙)
(Minutes of the meeting)の形で取纏めたいとしたい。

(2) 地方... わが方としては、出来れば航空協

定交渉により、協定上の権益の交換の形を以て
問題の解決を期すると努力はするが、米側

が本件は返還協定交渉の一環として扱
り扱いと見ておられる。このため、同返還協

定交渉の場合の話し合いに交渉が移されては
ない。この点について、わが方は、(イ) カバヤージュ

は認められず、(ロ) 暫定期間については必要
最少限度に止めらるべきであり、(ハ) TWA の

コンチネンタル航空の復帰後の東京(大阪)乗入
は認め難いとの方針を先方に伝えている。

(211)
は、(3月25日 吉野・スナイダール会談)。

なお、その際、米側より暫定措置に伴う日本側

からの代償要求と好まぬ見込みがある。

2. 今後の問題点と対応方針

(1) 問題は (イ) カボタージュは認めないとして、暫定期間を1年未満とするか、(ロ) 上記(イ)との

関連において何らかの代償を求めようか、

(ハ) 暫定措置をいかなる形で取纏めようか

の3点に要約すると考えらる。

(2) よって、逐還協定署名とのタイピングをどう

勘案し、次により対応することとした。

(イ) カボタージュは認めない。

(ロ) 暫定期間の長さは、^{逐還後}2年未満とする。

但し、米側が上記(イ)との関連で念のない

場合は、最終的に2年未満とする。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)に於て合意が成立する

場合は、^{航空}本来ならば協定上の代償を求

めうらものであることを言及しつつ、代償は要求

しないことを言明して差支えない。

但し、米側がカボタージュなしで⁴5年以上

の暫定期間を要求する場合には、何らかの

代償を求めるとし、その合意が成立する

限り^{航空}2年以上(せいぜい5年以内)認めるとし
止むを得ない。この場合の代償として

米側が要求するのは、現行附表(A)(1)(b)
及び同(2)の注記2。(中・南米以遠への航空運輸

権の制限)の削除、または、サンフランシスコ・ロスアン
ゼルスのコア・ディカル化とする。

(二) 取纏めの形式としては、上記実質事項に於ける

合意の改訂を盛り込んだ日米航空協定

附表(注記を含む)の修正の形式とする

シ、その趣旨の日本政府から駐日米大使

あての書簡(案別添)を米側に発することとする。

追って、^{原則的}かかる形式による合意が成立した上で、航空専門家と交え、航空協定

附表の表現等につき合意を固めるとし、最終的には、新附表の採択に資する

~~航空の~~交換公文を返還日と同日付で交換することとする。

極 秘
無 期 限
部 内 号

(沖繩返還後の米航空権益の取扱いに関する
日本政府の書簡) (案)

書簡を以て送付いたします。 日本政府は、沖繩の

施政権返還に因連して沖繩に於ける米航空企業
(複数)の取扱いの問題について、次のとおり措置を

とす用意があることを 通報いたします。

一、現在沖繩に航空業務を行っている米航空企業

四社、即ちノースウエスト航空、フライングタイガー航空、トランス

注 期間は二〇三手
以 取 扱 するもの。

ワールド航空及びコンチネンタル航空について、一九七一年〇月

〇日現在の運航形態 （限りにあつて、沖繩返還

協定発効日以降 〇年間、継続してその業務

を行はうことを認める。

ただし、右期間終了前に通常の航空交渉に

(日本高航空協定)

おいて、改めて那覇への運輸権が認めらるる限り

これら四社の那覇に於ける運輸権の行使は終止する。

二、(右二に拘る) 沖繩返還後の那覇と日本本土(東京及び大阪)間

の航空業務は^(運送)国政営業（カボタージュ）となり、^(区間の)この運輸権は認めらるべし。

三、右二項の措置は、一九六九年十一月十二日に修正した日米民間航空運送協定附表に具体化する。たゞし、同附表の日米西国路線ら及びその注記は削除し、この種の修正を含む新しい附表は、沖縄返還の日と同時に発効することとする。

一九七一年 月 日

(差出人)

(宛名)

修名を木とこのポイント

① 運輸者との交渉の際の「代償」の

具は 在米から有略しんこと。(3頁以下)

(代償の問題は、対米交渉のタフな
の問題として別途考へることにする)

② 事前交渉については論議上の視上から

整理しんこと。(例として、在米の在米の在米の

は別途必要である)

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

加 上 付 録

アメリカ局長
参 事 官
北 米 一 課 長
条 約 課 長
国際 協 定 課 長
加 藤 早 晴 彦
国際 経 済 課 長
中 野 調 査 官

4/2 検討 委員会 の 結果、書 き 換 え と す る。
(4/3 朝 松 氏)

沖 縄 返 還 協 定 交 渉 に 関 連 す
沖 縄 の 米 航 空 権 益 の 取 扱 い につ いて

4. 4. 1.
アメリカ局北米一課 (田中)

本 件 に 関 し、沖 縄 に 関 する 米 航 空 権 益 の 取 扱 い につ いて
別 紙 第 2 (3) [3 頁] の ライン で 運 輸 者 航 空 協 定 の 打 合

せ を 行 な う こ と と し て 決 め、そ の 結 果 に 基 き て 米 交 渉 を
進 め る こ と と し て 決 め た。 故 に、米 側 に 示 す べき 合 意 案 と

書 信 の 形 で 別 添 添 付 し て 送 り 付 け る。

~~送 り 付 け る 運 輸 者 航 空 協 定 の 打 合 せ につ いて、アメリカ局 北 米 一 課 長 官 主 宰 の 下 に 書 信 形 で の 打 合 せ~~

~~打 合 せ を 4 月 2 日 (金) に 行 な っ た 事 実 を 示 す 文 書 に 添 付 し 送 り 付 け る。~~

GA-5 外 務 省
を 2 日 (金) 17:30 頃 に 送 り 付 け ます。

アメリカ局長
宛
上記第一封筒

沖縄返還協定交渉に関連する
沖縄の米航空権益の取扱いは、

46.4.1.
アメリカ局北米一課 (田中)

本件に関して、沖縄における米航空権益の取扱いは、
別紙 2.(2) [3頁] のラインで 運輸者航空との打合
せを行なうこととした。その結果に基づき米交渉を
進めるとした。なお、米側に示すべき合意案を
^(案)
書簡の形で別添作成した。
追って、運輸者との打合せを、アメリカ局の
打合せ会を 4月2日(金) 午後5時半より開催された。

別紙

沖縄における米航空権益の取扱いは、
ついて、

1. 沖縄における返還後の米航空権益の取扱いは、
戻しては、

(1) 米側より、返還の際に米航空権益の利益
を害さざるよう措置されること。特に現在沖縄

へ航空業務を提供している4社(注. NWA, FTL,
TWA 及び コンチネンタル航空)が 暫定期間10年以内

に7年、カペーリュ付で 継続してその業務を
行なえるよう要求し、米議会が 取得出来るよう

な実質的合意をとり、適当な文書 (別紙)
Minutes の如きもの) の形で 取纏めたりしては、

(2) 他方、わが方としては、出来るならば航空協定

交渉により、協定上の権益の交換の形をとり
問題の解決を図ろうと努力してきたが、米側

が本件は返還協定交渉の一環として扱
うとして之を拒否せず、このため同返還協定

交渉の場での話し合いに交渉が移されてい
るが、この点において、わが方は、(イ) カボタージュは

認められず、(ロ) 暫定期間においては必要最少
限度に止めらるべきであり、(ハ) TWA の

コンチネンタル航空の復帰後の東京(大阪)乗入
は認め難いとの方針を先方に伝えていた。

(3月25日 吉野・スナイダール会談)

なお、この際、米側より、暫定措置に伴い日本

側から代償要求を行なわぬよう要望があった。

2. 今後の問題点と対応方針

(1) 返還協定交渉と大詰めを迎えていること、当面する問題点は、

(イ) カボタージュを認めないとして、暫定措置の期間を何年向とするか

(ロ) 暫定期間の長さとの度条において、何らかの代償の権益を求めないとするか否か

(ハ) 暫定措置をどの様な形で取纏めまのすか、と見なされるか

(2) よって、返還協定署名とのタイミングとの関係もあり、早急に次のラインより対応することにつき

運輸者との間で、課長レベル以上の話合のを先ず行なうことと見込まれる。

(イ) カボタージュは認めない。

(ロ) 暫定的措置 (現在沖繩へ乗入っている航空

と現状の^{路線}形態において暫定の継続運航を認めよ)の期間は、必要最少限の期間とする。

その期間の長さは、交渉上のタクトとして、2年向なり3年向とするよう努める。

ただし、交渉の推移如何によっては、沖繩返還の条件として(5年向程度まで) (右期間以上の)

暫定期間を認めねばならなくなる可能性とあふことを予め通知しおいてもらうこととする。(この場合には、航空向は米側に対し何らかの代償を求めよを旨提案することもある)

(ハ) 取纏めの形式は、①上記暫定措置の内容を盛り込んだ日本政教(外務大臣)から

駐日米大使あての書簡(案別添)を發出

することとする。

(b) ~~本~~ かの書簡の形式による原則的合意が成立した後においては、航空専門家と交えた

外交交渉の場合において、合意の政容を航空協定の附表(注記を含む)に具体化することとする。

(c) 合意と新規附表(又は何らかの附属文書)の必要ならば(注記を含む)は、沖縄返還

の日と同日付の外交上の公文の交換により発効させることとする。

(3) 上記(2)の運輸者との詰めに基つき、対米交渉を行なうこととする。暫定期間が長く(米側材料)

なればなるほど航空協定の西国路線権のバランス問題との関連が強まり(注、下記)、問題の

解決も複雑にすることを強調しつつ、出来の限り

暫定

短期間の措置(注、下記)に止めよう努力することとする。

こととする。

なお、暫定期間終了後の「那覇」への米側企

業の着陸については、わが方は全く諦め注意を払い、航空協定交渉を通じ、合意が

成立すれば協定上の権利と引き続き運輸が可能となるものであることを適宜示唆すること

す。

(注: 通常の航空交渉においては give & take の原則で権利の交換が行なわれるといふ。

わが方が米側に認めざる新しい権益(材料)は皆無である。沖縄の運輸権を将来

取引材料に使うこと、唯一のものと考へられており、不平等論の展開と併せて、那覇の利

用を考へておく必要がある。従つて米側として那覇の航空上の価値は、先に行くほど減少するものと見らるる。

なお、チャーター問題については、定期航空権益と取引してはならぬとの米側新国際航空政策

に米側が強く固執して居るため、路線権問題の解決には、なじまない材料となり得る。

4/29 米政府強硬会
配布済

極 秘
無 期 限
部 内 号

別添(1)

(沖縄返還後の米航空権益の取扱いに
関する日本政府の書簡案)

書簡として格上げいたします。日本政府は
沖縄の施政権返還に際して沖縄における

(機数)

米航空企業への取扱いの問題について、次の
措置をとる用意があることを通報します。

1. 現在 沖縄に航空業務を提供して居る米国の
航空企業4社、即ち、ノースウエスト航空、フライブ

マイガー航空、トランスワールド航空及びジョナル
航空/エア・マイクロネシア、については、昭和46年

月 日現在の運営路線形態において、沖縄
返還協定発効日以降、... 年間、継続して

その業務を営むことを認める。

書簡案

(2)

タシシ、那覇と日本本土（東京及び大阪）との

間の航空運送業務は、沖縄返還後は国内
営業（カボージュ）となること、この区間における

運輸権は認めらるる。

2. 右1項の措置は、昭和44年11月12日付

修正した日米民間航空運送協定附表に具体
化するとし、新しい合意した附表は、沖縄

返還の日と同時に発効することとする。

なお、現行附表の日米西国路線に、おの

の注記は削除する。

3. 前記1項の暫定期間終了後は、当該4

社による那覇における運輸権の行使は終止する。

タシシ、米国内政府の要請から現行航空協定
（当該期間前）

に基づき協議の要請があり、その協議によりて

(3)

新たな附表修正に及ぶ合意に達する場合は、この

限りではない。

昭和46年 月 日

（差出人）

（署名人）

	4/3 (土)	4/2 (金)
		5:30 pm.
アメリカ局長	務中	
参事官		74
北米一課長		務中
佐藤事務官		OK
法眼	佐藤	佐藤
加藤		OK
条約課長		
杉井事務官		務中
国際協定課長		山田課長
林事務官		務中
中野調査官		務中

GA-6

外務省

		奇井事務官	上田国際課長	大倉補佐官
4. 1	木			
2	金			
3	土			
4	月			
5	月	↑		
6	火	海外		
7	水	海外		
8	木			
9	金	↓		
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木			
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	↑		
21	水	?(下イ)		
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
30	金			
5. 1	土			

GA-6

外務省

K/2 5:30-7:00

橋、法眼、加藤、田中
 山田(条局長)
 柳井(条長)
 中野(橋本)

急限会入

2/27 13:30

* 形式

完結 ← 2/27
 2/28

略記

方針 - 季刊 2/27 不可 (条局長、山田)

2/28 台帳、2/29)

概 10% 2/28

◎ 協定 2/27 13:30 あり

◎ 協定 2/28 あり

| TUP Co. の 2/28 OSA 条局長 山田

2/28 協定 2/28

① 2/28 2/28 2/28 協定あり ?

② 2/28

③ 協定 2/28 2/28 あり ?

2/27 2/27

整理中

2/28 2/28

2/28 2/28

2/28 2/28

2/28 2/28

2/28 2/28

2/28 2/28

2/28 2/28

山田: 2/28 2/28 2/28 2/28

(2/28 2/28 2/28)

2/28 2/28

◎ 2/28 2/28 2/28

(1) 2/28 2/28 2/28

(2) 2/28 2/28 2/28

申の 5. or 7 年 2.13 既 7.02
2014 年 4.20

山田: 電圧 2012
|| 11.1.10 - 2.9.21 ?
|| frequency の 入 出 ?

山田: 32.4.21 既 1.20

山 }
申 } 経費 4.1.10 既 1.20
山 }

山田: 既 1.20 既 1.20

② 経費 4.20

山田: 「既 1.20 既 1.20」 の 入 出 .
既 1.20 既 1.20
経費 4.20

山田 }
申 } 既 1.20 既 1.20
山 }

山田: 既 1.20 既 1.20
既 1.20

山田: 既 1.20 既 1.20
既 1.20

山田: 既 1.20 既 1.20
既 1.20

山田: 既 1.20 既 1.20
既 1.20

山田: 既 1.20 既 1.20
既 1.20

山田: 既 1.20 既 1.20
既 1.20

山田: 既 1.20 既 1.20
既 1.20

山田: 既 1.20 既 1.20
既 1.20

此 時 出 現 之 事
drr:

船 隻 之 運 送 及 卸 載

(2) 送 貨

船 隻 一 次

力 本 之 押 付

中: 2-3 在 運 送 之 時 間

(3) 力 本 之 押 付

(4) 船 隻 之 運 送

力 本 之 押 付

力 本 之 押 付 之 時 間 ?

此 時 出 現 之 事

(2) 船 隻 之 運 送 及 卸 載
力 本 之 押 付

力 本

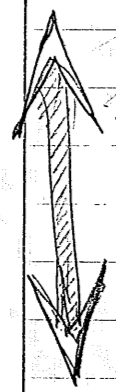
船 隻

力 本

力 本 之 押 付

no change.

PR 2 020.50.



2 選 の 山 事 務

9 人 200 年 5 月 12 日

200 年 5 月 12 日

米 国

山 事 務

山 事 務 no change.
2 選 の 山 事 務

2.) 山 事 務

1.) 山 事 務 200 年 5 月 12 日

2.) 山 事 務 200 年 5 月 12 日

(米 国)

62

Handwritten header text

Handwritten notes in the top section of the lined paper

(Handwritten note in parentheses)

① 1) 2) 3) Handwritten list items

Handwritten text below the first list item

② Handwritten list item

③ Handwritten list item